

徳島県教育委員会規則第六号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（平成十四年徳島県教育委員会規則第十
六号）は、廃止する。